

## ○シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会条例

平成25年 3 月29日 条例第31号

改正

平成30年 3 月29日 条例第 6 号

## シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 シティ・セールス朝霞ブランド（以下「朝霞ブランド」という。）の選定及び事業展開の検討を行い、市長に提言するため、シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 朝霞ブランドの選定に関すること。
- (2) 朝霞ブランドの事業展開に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、朝霞ブランドに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 商工会から推薦された者
- (3) 農業協同組合から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から朝霞ブランドについての検討結果をまとめ、市長に提言する

日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室シティ・プロモーション課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。